

〔平成30年 4月 6日〕
教委要綱 第 1 号

和光市史編さん準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 和光市史の続編（以下「続編」という。）を編さんする準備を行うため、和光市史編さん準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 続編の編さんの基本方針の立案及び策定に関すること。
- (2) 続編の編さんに必要な資料の収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、続編の編さんの準備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 和光市文化財保護委員会の推薦を受けた者 3人以内
- (2) 学識経験を有する者 2人以内
- (3) 教育部長
- (4) 企画部長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱し、又は任命した日から平成31年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課和光市史編さんプロジェクト・チームにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。